

# 伐採木配布のお知らせ

山陰道（名和淀江道路）の建設工事で発生した伐採木を希望者に次の要領で配布いたします。希望者は配布場所に取りに来てください。

## 配布要領

◆ 配布日 11月12日（金）

～11月14日（日）

◆ 配布時間 9時～15時

※ただし、無くなり次第終了します。

◆ 配布場所 鳥取県西伯郡大山町名和（名和インターチェンジ工事現場）

◆ 配布伐採木種類 スギ、ヒノキ、ナラ、カシほか 全体で約1400本。（直径約10cm～40cm程度、長さ2m程度）

◆ 配布数量 各自の家庭で使用される予定の数量とします。

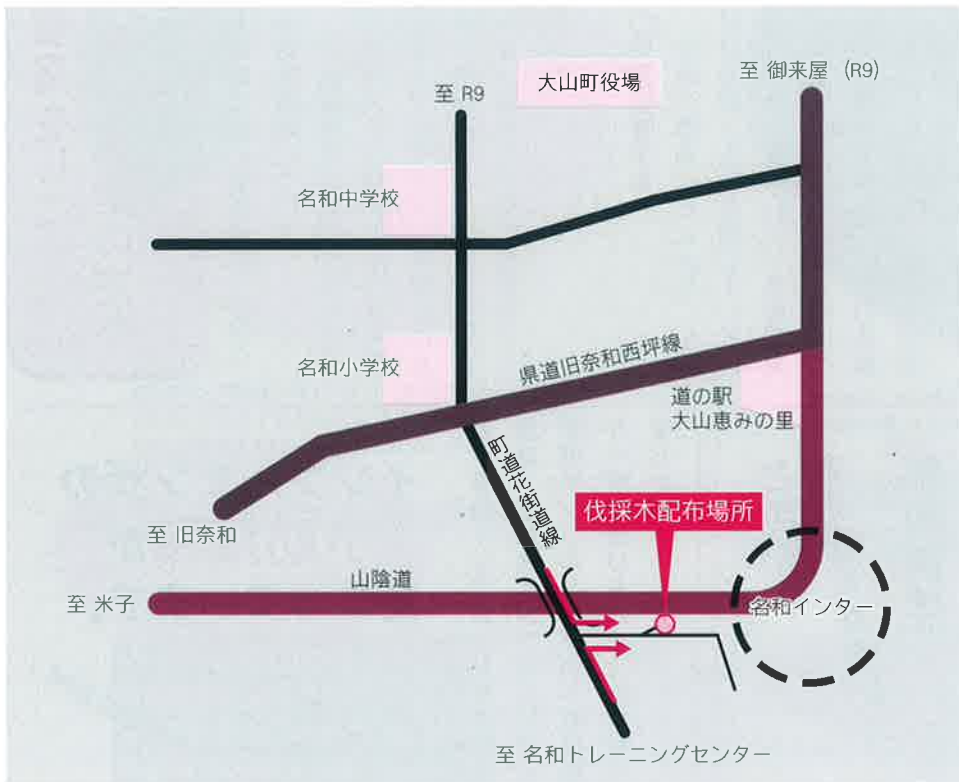
◆ 配布方法 各自が準備していただいた運搬車両に、当方が積み込みます。

## ◆ 配布条件

① 営利目的で伐採木を使用される方には配布できません。

- ② 提供した伐採木に対する苦情は受け付けません。
- ③ 伐採木の種類は選ぶことができません。
- ④ 伐採木の運搬は各自の責任で行なってください。

- ⑤ 工事現場内であるため工事関係者の指示に従ってください。
  - ⑥ 配布場所以外の立入禁止区域に入らないでください。
- ◆ 問い合わせ先 国土交通省倉吉河川国道事務所 工務第二課  
 役場 建設課  
 ☎ 0858・26・6221（代）  
 ☎ 0859・53・3186



## 浄化槽の適正な管理を お願いいたします

浄化槽は、公共下水道が整備されていない区域などで、水洗便所の污水や風呂・台所などの生活雑排水の汚れをきれいにし、川等へ放流するための設備です。

しかし、浄化槽の管理が不十分な場合、汚れたままの污水が川等へ流れ出てしまい、悪臭や河川等の水質汚たぐの原因になることがあります。

大切な自然を守り、また生活環境を保全するため、浄化槽を使用されている方は「浄化槽管理者」として浄化槽法に基づき適正な管理をお願いします。また、引越など浄化槽管理者が変更になったとき、浄化槽を廃止したときなどは、必ず鳥取県西部総合事務所まで届け出てください。



- ① 定期的に必要な管理作業等
- ② 保守点検（年3～4回以上※）
- ③ 定期検査（年1回、指定検査機関・財鳥取県保健事業団に依頼）
- ④ 清掃（年1回以上※、市町村長許可の清掃業者に依頼）

【西部地区】  
 ☎ 0859・39・3288  
 ※保守点検・清掃の回数は浄化槽の規模や種類により異なります。

## ◆ 問い合わせ・届出先

鳥取県西部総合事務所

☎ 0859・31・9323

FAX 0859・31・9333

とりネット <http://www.pref.tottori.lg.jp/joukasou/>

tottori.lg.jp/joukasou/